

平成30年

第1回市議会定例会 議案第41号

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例（平成26年函館市条例第51号）の一部を次のよう
に改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一
部改正に伴い規定を整備するため